

申請の手引き

千葉県飲食店感染防止対策認証事業 申請の手引き

千葉県飲食店感染防止対策認証事業補助金 申請の手引き

必ず「申請前に」お読みください

＜認証店への要請の取扱い＞

要請内容については、最新の情報を県ホームページなどでご確認ください。

- ・ 特殊な営業形態の店舗（接待を伴う飲食店等）には、慎重な確認が必要であり、現地確認（予告しない調査を含む。）を複数回行いますので、特に時間がかかります。あらかじめ御了承ください。
- ・ 補助金の申請には、対象事業者や対象経費等の要件があります。
※認証を受けた店舗が、必ず補助金を受けられるものではありません。

千葉県飲食店認証事務局

目次

1.	千葉県飲食店感染防止対策認証事業について	1
2.	申請手続きについて	2
3.	認証対象者	4
4.	認証の流れ	4
5.	認証の有効期間	5
6.	認証取得後について	5
7.	補助金について	6
8.	補助金申請について	7
9.	補助対象者	7
10.	補助対象経費	8
11.	補助金の額	9
12.	補助金額の受給後について	9
13.	よくあるお問合せ	10

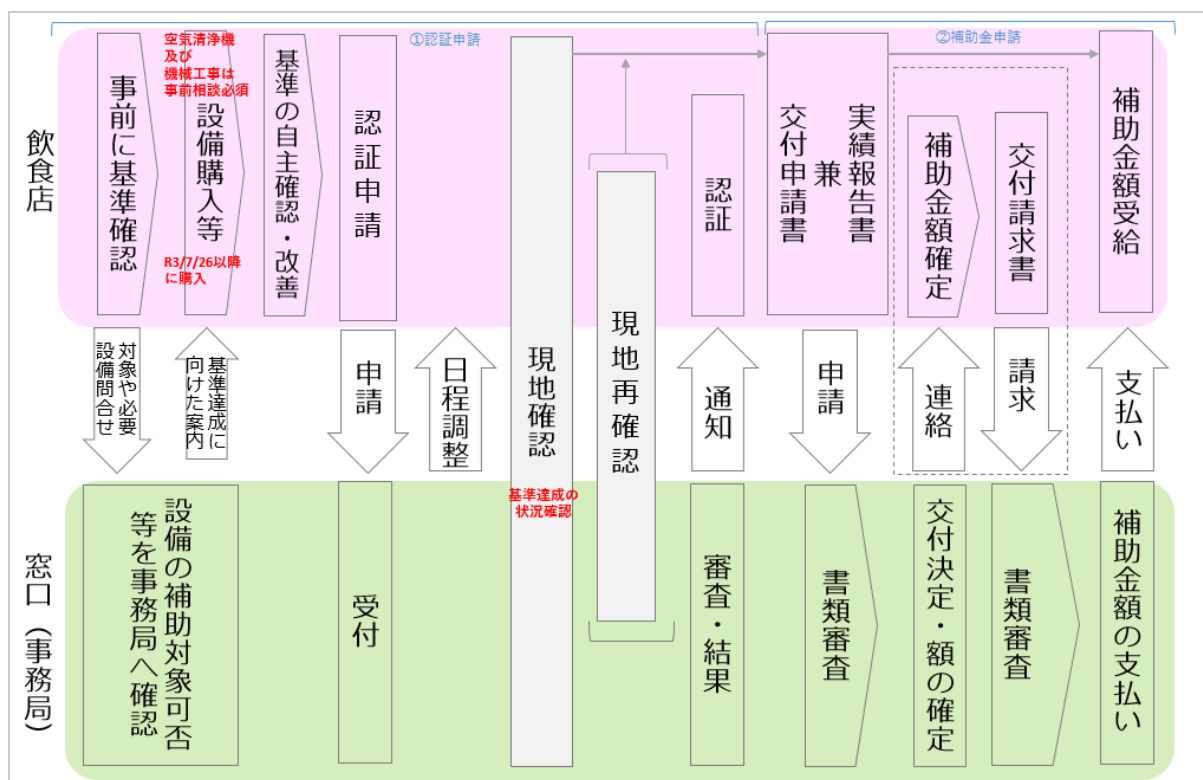
1. 千葉県飲食店感染防止対策認証事業について

千葉県は、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、千葉県内の飲食店を対象に認証事業を実施しています。

厳しく設定した認証基準を適用し、基準を達成した店舗を「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」（以下「認証店」）として認証しております。また、認証店に対して、基準の達成に必要な設備の整備費用等への支援を行っています。

本事業の運営は、県が委託する事業者が設置した「千葉県飲食店認証事務局」（事務局）にて行っております。

【手続きの流れ】



※設備購入を行う必要がある場合は、補助要件（認証基準を満たすものであること、対象事業者や補助対象経費等）を各自御確認いただき、購入した場合は、宛名の記載された領収書等を必ず保管してください。また、御不明な点があれば事務局に御相談ください

※空気清浄機を購入する場合または機械工事を行う場合は、事務局に必ず相談してください。

※補助対象経費として申請する予定の設備を購入する際は、価格が市場相場価格等と比べ、著しく高額になっていないことを確認してください。（市場相場価格等と比べ、著しく高額である場合は補助対象外となる場合があります。）

2. 申請手続きについて

手続きには、① 認証申請 ② 補助金申請 の2つのステップがあります。
まずは申請する店舗の基準達成状況を確認し、必要に応じて事務局へ問合せをした
上で、認証取得のために必要な対策を行い、認証の申請をしてください。現地（再）
確認において、全ての認証基準を達成していることが確認できた後、認証基準を達成

するために必要となった機器購入や機械工事費用について、申請を行うことができます。

(1) 各申請書類の入手方法

事務局ホームページにアクセスし、各種様式をダウンロードしてください。

- ✓ 千葉県飲食店認証事務局ホームページ

<https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp>



【御注意いただきたいこと】

- ・必ず各申請の要件（対象事業者等）を確認した上で、申請してください。
- ・提出書類に不足がある場合は、審査を行うことができません。また、提出書類に不備がある場合は、電話等で確認させていただきますので、控え書類を御用意ください。
- ・申請書類の記載内容により、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 各申請の提出方法

申請の際には、認証申請又は補助金申請の「必要書類チェックリスト」を使用して必要書類一式を御用意いただき、以下（３）の提出先へ御提出ください。

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、持参はお控えください。
- ✓ 郵送の場合は、封筒に「認証申請書在中」、「補助金申請書在中」又は「補助金関係書類在中」と朱書きしてください。

- ① **認証申請について**（認証申請は、WEB、郵送、メール又はFAXにて受け付けます。）

※郵送以外で提出した場合は、現地確認の際に、押印を必要とする書類の原本を提出していただきます。

- ② **補助金申請について**（補助金申請は、郵送のみの受付となります。）

(3) 各申請書類の提出・問合せ先

千葉県飲食店認証事務局 ※対面での提出・問合せは対応していません。

郵送先：〒260-0028

千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階

千葉県飲食店認証事務局

電話：043-307-9003（平日10:00～18:00）

FAX : 043-307-9004

メール : chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

WEB : <https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp>



3. 認証対象者

認証対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者となります。

- ✓ 食品衛生法の規定による許可を受けて事業を営んでおり、千葉県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。）を営む者。

- ・その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店
└ テイクアウト型店舗、デリバリー型店舗、遊戯施設（カラオケ店等） 等
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従わないもの
- ・法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合にそれに従わないもの

※休業中の店舗でも申請は可能ですが、現地確認は営業再開後に実施します。

※特殊な営業形態の店舗（接待を伴う飲食店等）については、慎重な確認が必要であり、現地確認を複数回（予告しない調査を含む。）行いますので、特に時間がかかります。

- ✓ 暴力団員又は暴力団密接関係者等に該当しないこと。

4. 認証の流れ

（1）認証基準確認

認証基準を店舗ごとに自主確認し、基準達成のための対策を行ってください。

- ✓ 基準に関して御不明な点等がある場合は、事務局にお問合せください。また、「認証基準マニュアル」や「認証制度に関するQ&A」も、併せて御覧ください。
- ✓ 必要経費の補助を希望する場合は、あらかじめ補助対象者や補助対象品目等の要件を確認してから購入してください。空気清浄機を購入する場合または機械工事を行う場合は、必ず「事前に」事務局まで御相談ください。

営業戦略立案、店舗診断などについて、中小企業診断士等の専門家に相談できる場合※があります。詳細は事務局にお問合せください。

※対象は、中小企業者若しくは個人事業主等に限ります。

(補助金対象者と同様です。詳しくは「9. 補助対象者」の「✓ 中小企業者若しくは個人事業主等であること」を御確認ください。)

(2) 申請受付

申請に当たっては、全ての基準を達成してから申請してください。

- ✓ 事前に基準達成が難しい場合は、申請書を提出する前に事務局に御相談ください。
- ✓ 申請書類一式を、WEB、郵送、メール又はFAXにて提出してください。

(3) 現地確認

現地にて基準の達成状況を確認します。

- ✓ 現地確認において認証基準を達成できなかった場合、再度確認する必要があります。準備でき次第、事務局宛てに御連絡ください。
- ✓ 調査は、原則1回としていますが、必要に応じて複数回行います。

(4) 認証

認証ステッカーを交付し、ホームページにおいて、認証店を公表します。

5. 認証の有効期間

認証を受けた日から1年間です。

- ✓ 認証期間終了後も引き続き認証を受けようとするときは、更新の申請をする必要があります。
- ✓ 認証の有効期間中に食品衛生法の営業許可の更新を行った場合には、速やかに「営業許可証の写し」の提出をお願いします。

6. 認証取得後について

認証の更新について認証有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了2か月前までに、「認証更新申請書」により、更新の申請をしてください。

（１）認証事業者の責務

認証を受けた事業者は、下記に掲げる事項を守ってください。

- ✓ 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、従業員に実施を徹底させる
- ✓ 認証マークの適切な使用及び管理を行う
- ✓ 感染症発生時の対応

認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、遅滞なく、事務局に連絡してください。

事務局が認証の一時停止が必要であると認めたときは、認証の効力を一時停止します。

（２）認証の取消し等について

次のいずれかに該当する場合は、認証ステッカーの利用及び認証店の名称の使用を中止してください。

- ✓ 認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれ、あらかじめ「認証辞退届出書」により、申し出た場合（辞退の効力発生日については、原則として、辞退届到達後１週間程度を目安に事務局より連絡をさせていただきます。）
- ✓ 認証施設の従業員又は利用者からの新型コロナウイルス感染症の患者の発生に伴い、認証の効力を一時停止した場合
- ✓ 認証基準を満たさなくなったことを、千葉県が確認した場合
- ✓ 緊急事態宣言が発令されている時、まん延防止等重点措置区域等における営業時間短縮等の要請内容に従わない場合

7. 補助金について

申請のあった飲食店を確認し、千葉県の作成する認証基準を達成した店舗を認証します。認証基準を達成するために必要となった機器購入や機械工事費用（補助対象は、令和３年７月２６日以降に購入したものに限ります。）について、千葉県に補助金を申請することができます。詳細は、「補助金に関するQ&A」を御確認ください。

申請の際に必要となりますので、宛名の記載された領収書等、支払いが分かるもの※を必ず保管しておいてください。

※クレジットカード等の後払い決済により機器等を購入した場合は、対象経費について全額が口座から引き落としされていることが確認できる書類（通帳の写し、カード利用明細等）の提出が必要となります。

※リボルビング払い（リボ払い）で機器等を購入した場合、当該機器等は補助対象外となりますので、御注意ください。

補助対象経費として申請する予定の設備を購入する際は、価格が市場相場価格等と比べ、著しく高額になっていないことを確認してください。（市場相場価格等と比べ、著しく高額である場合は補助対象外となる場合があります。）

8. 補助金申請について

補助金を申請する場合は、現地（再）確認において全ての基準を達成していることが確認できてから1か月以内に交付申請書兼実績報告書類一式を、事務局宛てに郵送※（当日消印有効）してください。

※補助金の申請は、WEB、メール及びFAXでは受け付けておりません。

※補助金の手続きにおける申請者の負担を軽減し、補助金の振込みまでの時間を短縮するため、申請から指定した口座へ補助金が振り込まれるまでの事務処理について、受付事業者である東武トップツアーズ株式会社に委任していただきます。なお、委任による費用は発生しません。

9. 補助対象者

補助対象者は、認証を取得し、次に掲げるすべての要件を満たす事業者となります。

- ✓ 認証取得のために必要な設備の整備を行う者
- ✓ 中小企業者※若しくは個人事業主等※であること

※中小企業者とは、補助金申請時に下記のいずれか満たす者を指します。

資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
5千万円以下	50人以下

※個人事業主「等」とは、資本金額5千万円以下又は常時使用する従業員数50人以下のいずれか満たす法人（社団法人、財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等）があります。

- ✓ 補助金の受給後も事業を継続すること
- ✓ 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること

10. 補助対象経費

次のすべての要件を満たしている設備が補助対象となります。補助対象となるかどうか等、御不明な点は事務局にお問合せください。

- ✓ 認証基準を達成するために必要な設備であること
- ✓ 認証事業開始日である令和3年7月26日以降に購入した設備であること
- ✓ 購入した設備は、次に掲げるものであること

1 機器購入（空気清浄機を購入する場合は、購入前に事務局へ御相談ください。）	
(1) 飛沫感染防止対策 ・アクリル板、パーティション（ビニールカーテン、防護スクリーン等含む）※ ※認証基準に合致するもの	
・フロアマーカ ・食器カバー※ ※ビュッフェスタイルに限る	
(2) 接触感染防止対策 ・非接触型体温計 ・サーモカメラ ・コイントレイ ・非接触消毒液ディスペンサー ・消毒液ボトル設置台（足踏み式等） ・キャッシュレス決済端末 ・カラーコーン ・ベルトパーティション	
(3) 換気による感染防止対策 ・二酸化炭素濃度測定器（NDIR 方式）※ ※その他類似するものでも可 ・加湿器 ・サーキュレーター※ ※地下の店舗や建築物衛生法対象外施設にある店舗の場合	
・HEPA フィルター付き空気清浄機 （風量 5 m ³ /分以上のもの）※ ※地下の店舗や建築物衛生法対象外施設にある店舗の場合	
(4) 付帯備品（軽微な備品等）	
(5) 付帯作業（軽微な作業）	
(6) その他知事が必要と認めるもの	

2 機械工事（機械工事を希望する場合は、発注前に事務局に御相談ください。）	
（１）接触感染防止対策	
・ 自動水栓	・ 人感センサー付き照明
・ 洋式トイレの改修	・ レイアウト変更工事
（２）換気による感染防止対策	
・ 換気設備	・ 換気機能を内蔵したエアコン
・ 窓	・ 自動扉
（３）付帯備品（軽微な備品等）	
（４）付帯作業（工事費や設計費等）	
（５）その他知事が必要と認めるもの	

1 1. 補助金の額

（１）機器購入

申請する店舗ごと上限 3 0 万円

（２）機械工事

申請する店舗ごと補助対象経費の 4 分の 3 又は 7 0 万円のいずれか低い額

（３）算定方法

- ✓ 消費税及び地方消費税は、算定額に含みません。
- ✓ 算定金額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てとなります。
- ✓ 補助上限は「1 店舗ごと」の金額となります。

例：飲食店を 2 店舗経営し、両店舗の認証申請及び設備購入等を行った場合
→補助金額は店舗ごとに算定します。

- ✓ 申請書類の記入方法については、記載例を御確認ください。

1 2. 補助金額の受給後について

（１）取得財産の管理

補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産については、補助事業の完了後も財産等管理台帳を備え、保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理する必要があります。

（２）財産処分の制限

補助事業によって取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の財産については、一定期間その処分（他の用途に使用し、他の者に貸付、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。）が制限されます。

なお、財産の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付していただく場合もあります。

補助を受けて購入した機器や機械を処分する場合は、「事前に」御相談ください。

（３）補助金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、補助金を返還いただく場合があります。

- ✓ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ✓ 補助に関する規則又は要綱に違反したとき
- ✓ 一定期間を経ることなく、認証店を辞退した又は取消されたとき

（４）その他

補助金に関する書類は令和１０年３月３１日（補助年度終了後５年間）まで保存してください。

１３．よくあるお問合せ

（１）申請について

① 全ての認証基準を達成できていない状態で申請してよいか。

「認証基準チェックリスト」にて、店舗の感染対策の状況を事前に確認し、認証取得できるように改善し、選択する全ての基準を達成していることを確認の上、申請してください。ＣＯ₂センサーやアクリル板等が不足している場合は、必要に応じて購入してください。

② 認証取得のために必要な設備や数を事務局に問合せてよいか。

申請前の段階で、店舗において認証取得のために必要な対策をとっていただく必要があります。認証取得のための対策等、御不明な点があれば、事務局にお問合せください。お電話等で御案内いたします。

③ 複数の店舗を経営しているが、申請は1枚にまとめてよいか。

店舗ごとに認証するので、店舗ごとに別々に申請してください。

(2) 認証について

① 千葉県内の飲食店は確実に認証を受ける必要があるか。

申請は任意です。

② 休業中の店舗でも申請できるか。

必要な書類等を準備していただければ、申請することは可能です。ただし、現地確認は営業再開後に行います。

③ 認証店となった後、認証店に対する要請内容が適用されるのは、具体的にはいつからか。

認証通知に記載のある「4 認証期間」の開始日以降です。

(3) 補助金について

① 認証を取得してから補助金受給までは、どのくらい期間かかるか。

認証取得後、不備等がなければ1～2か月程度でお支払いする予定ですが、申請の混雑状況等により、前後する場合があります。あらかじめ御了承ください。